

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター長選考規程

〔平成 24 年 11 月 22 日  
制 定〕

改正 令和 6 年 9 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター長（以下「センター長」という。）の選考について定めるものとする。

(選考)

第 2 条 センター長は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（以下「リサーチセンター」という。）に所属する専任の教授のうちから、リサーチセンター運営委員会の推薦に基づき、国立大学法人宮崎大学人事委員会の議を経て、学長が任命する。

- 2 前項のリサーチセンター運営委員会における候補者の選考は、投票により行うものとする。
- 3 投票は単記無記名で行い、白票は無効とする。
- 4 有効投票数の過半数の得票を得た者を候補者として、学長に推薦する。ただし、過半数の得票がない場合は、得票上位 2 名（末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。）について、決選投票を行うものとする。
- 5 決選投票の得票上位 2 名の得票数が同じであるときは、くじにより決する。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、センター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
  - (2) センター長が辞任を申し出たとき。
  - (3) センター長が欠員となったとき。
- 2 前項第 1 号に該当する場合の選考は、任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号及び第 3 号に該当する場合の選考は、速やかに行うものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。